

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第4号（第1回協議会 [平成15年11月1日] 提案）
 （第 回協議会 [平成 年 月 日] 確認）

協定項目	新町の名称	関係項目	新町名称の選定方法について
調整の内容	新町名称の選定方法については、一般公募による方法とする。		
調整の具体的内容	一般公募による方法は、「新町名称募集及び選定要領」による。		
調整内容	<p>新町名称募集及び選定要領</p> <p>（趣旨） 第1条 この要領は、白石町、福富町、有明町が合併した場合の新しいまちの名称を公募することにより、新町にふさわしい名称の選定と、住民がまちづくりに関わる機会を設けることを目的とする。</p> <p>（周知の方法） 第2条 新町の名称募集については、協議会だより、ホームページ、3町の広報誌等により周知を行う。</p> <p>（応募の条件等） 第3条 募集の条件、方法、期間等は次のとおりとする。 （1）新町にふさわしい名称であること。 （2）新町名候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前とする。 （3）応募資格は、白石・福富・有明3町に居住する者とする。 （4）応募には、「新町の名称（ふりがな）」、「提案理由」、「住所」、「氏名（ふりがな）」、「年齢」、「電話番号」を記載するものとする。 （5）1応募について1人1点とする。 （6）応募は、「官製はがき」、「ファックス」、「電子メール」、「応募用紙（3町役場に備え付け）」とする。 （7）募集期間は、平成15年11月17日から平成15年12月16日までの1ヶ月間とする。</p> <p>（募集結果の公表） 第4条 応募された名称は、白石・福富・有明3町合併協議会ホームページ及び協議会だよりで公表する。</p> <p>（選定方法） 第5条 選定方法は次のとおりとする。 （1）応募多数を前提としないものとする。 （2）第1次選定として、応募されたすべての作品の中から、幹事会において5作品程度を選定し、協議会に諮る。 （3）協議会において、第1次選定により選定された作品の中から、協議により新町名候補1作品を決定する。協議による選定が困難な場合は、協議会委員全員による投票を行う。</p>		<p>（懸賞等について） 第6条 名称公募にあたって、次のとおり懸賞を設ける。 （1）記念品の種類・内容等は次のとおりとする。 名付け親大賞 1名 現金5万円 名付け親賞 5名 現金1万円 （2）名付け親大賞は、新町名称として選ばれた作品の応募者の中から、抽選を行い1名を決定する。抽選は合併協議会の会議の場において公開で行う。 （3）名付け親賞は、新町名称として選ばれた作品の応募者の中で、「名付け親大賞」の抽選から漏れた者の中から5名を抽選により決定する。抽選については、「名付け親大賞」の例によるものとする。 （4）「名付け親大賞」及び「名付け親賞」は、協議会で新しい名称が決定された次の協議会において抽選し、決定する。</p> <p>（応募作品の位置づけ） 第7条 応募されたものの中から新町の名称を決定する。応募された作品に関する一切の権利は白石・福富・有明3町合併協議会に帰属するものとする。</p> <p>（その他） 第8条 その他、新町名称の選定に関し必要な事項については、会長が別に定める。</p>